

関税法第69条第1項の規定に基づく輸出入貨物の検査場所（令和6年3月29日現在）

函館税関業務部管理課

| 官署名 | 公告年月日 | 貨物の検査場所 |
|---------------|-------------|---|
| 函館税関（本関所轄） | 令和6年3月29日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 函館税関管轄区域（支署の管轄区域を除く。）内の保税地域（本船取扱検査及びふ中取扱検査の場合に限り、指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。） 2 函館税関構内 3 函館税関函館空港事務所構内 4 北海道函館市高松町511番地 函館空港国際線ターミナルビル内 <ol style="list-style-type: none"> (1) 到着手荷物荷捌所（附属施設を含む。） (2) 税関検査場の附属施設 (3) チェックインロビー（カウンターエリア及び附属施設を含む。） (4) 出発ロビー（セキュリティスペース及び附属施設を含む。） (5) 2階出国待合室（附属施設を含む。） (6) コンコース（ボーディングブリッジ及び附属施設を含む。） 5 函館市若松町11番46 函館クルーズターミナル内 6 上記1～4の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号、以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については、以下のとおり検査場所を指定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 函館税関管轄区域（支署の管轄区域を除く。）内の保税地域（本船取扱検査及びふ中取扱検査の場合に限り、指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。） (2) 函館税関構内 (3) 函館税関函館空港事務所構内 (4) 特例輸入者又は認定通関業者が、ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物について、函館税関本関に輸入申告を行う場合であって、税関の検査に支障がないと認められる場合には、次に掲げる官署の管轄区域内の保税地域及び当該官署構内 <ol style="list-style-type: none"> イ 苫小牧税関支署 ロ 秋田船川税関支署 ハ 札幌税関支署留萌出張所 |
| 札幌税関支署 | 平成23年7月1日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 札幌税関支署管轄区域（留萌出張所及び旭川空港出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域 2 札幌税関支署構内 |
| 札幌税関支署留萌出張所 | 平成23年7月1日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 札幌税関支署留萌出張所管轄区域内の保税地域 2 札幌税関支署留萌出張所構内 |
| 札幌税関支署旭川空港出張所 | 令和5年1月10日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 札幌税関支署旭川空港出張所管轄区域内の保税地域 2 札幌税関支署旭川空港出張所構内 3 北海道上川郡東神楽町東2線16号98番地 旭川空港旅客ターミナルビル国際線施設内 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際線チェックインカウンター (2) 国際線チェックインロビー (3) 国際線出発手荷物荷捌場 (4) 国際線到着手荷物荷捌場 (5) 国際線バゲージクレーム（附属施設を含む） (6) 国際線コンコース (7) 保安検査場 (8) 小樽検疫所旭川空港出張所のうち、検疫検査場、健康相談室、前室（検疫法に基づき、検疫官が移動の制限（隔離等）を行う旅客等の携帯品に限る） 4 上記1～3の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、旭川空港出張所管轄区域内の保税地域及び旭川空港出張所構内に限る。 |
| 小樽税関支署 | 令和6年3月15日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小樽税関支署管轄区域（石狩出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域（本船検査及びふ中検査の場合に限り、指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。） 2 小樽税関支署構内 3 北海道小樽市港町169番 小樽港クルーズターミナル施設内 |
| 小樽税関支署石狩出張所 | 平成26年12月16日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小樽税関支署石狩出張所管轄区域内の保税地域 2 小樽税関支署石狩出張所構内（以下に掲げる貨物検査場を含む。） <ol style="list-style-type: none"> 北海道石狩市新港中央1丁目所在 公共上屋花畔3号内 小樽税関支署石狩出張所貨物検査場 |
| 室蘭税関支署 | 平成22年6月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 室蘭税関支署管轄区域内の保税地域 2 室蘭税関支署構内 |
| 釧路税関支署 | 平成22年6月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 釧路税関支署管轄区域（網走出張所、紋別出張所及び十勝出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域 2 釧路税関支署構内 |
| 釧路税関支署網走出張所 | 平成22年6月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1 釧路税関支署網走出張所管轄区域内の保税地域 2 釧路税関支署網走出張所構内 |

関税法第69条第1項の規定に基づく輸出入貨物の検査場所（令和6年3月29日現在）

函館税関業務部管理課

| 官署名 | 公告年月日 | 貨物の検査場所 |
|---------------|-------------|--|
| 釧路税関支署紋別出張所 | 平成22年6月22日 | 1 釧路税関支署紋別出張所管轄区域内の保税地域 2 釧路税関支署紋別出張所構内 |
| 釧路税関支署十勝出張所 | 平成22年6月22日 | 1 釧路税関支署十勝出張所管轄区域内の保税地域 2 釧路税関支署十勝出張所構内 |
| 苫小牧税関支署 | 平成26年12月16日 | 1 苫小牧税関支署管轄区域内の保税地域 2 苫小牧税関支署構内（函館税関苫小牧コンテナ検査センター及び以下に掲げる貨物検査場を含む。） （1）北海道苫小牧市入船町1丁目3番地所在 苫小牧港外貿コンテナヤードコンテナフレートステーション内 苫小牧税関支署貨物検査場 （2）北海道苫小牧市宇弁天534番2所在 苫小牧東港コンテナターミナルコンテナフレートステーション内 苫小牧税関支署貨物検査場 |
| 稚内税関支署 | 平成22年6月23日 | 1 稚内税関支署管轄区域内の保税地域 2 稚内税関支署構内 3 北海道稚内市開運2丁目6 稚内港国際旅客ターミナル内 （1）稚内税関支署出入国旅具検査場（税関事務室、検査室、X線装置スペース、荷物受取コーナー、入国税関カウンター、出国税関・納税カウンターを含む） （2）受付カウンター |
| 根室税関支署 | 平成22年6月22日 | 1 根室税関支署管轄区域内の保税地域 2 根室税関支署構内 |
| 千歳税関支署 | 令和5年12月8日 | 1 千歳税関支署管轄区域内の保税地域 2 千歳税関支署構内（以下に掲げる貨物検査場を含む。） 北海道千歳市平和1338番地7 北海道エアポート株式会社国際貨物ターミナルビル内 千歳税関支署貨物検査場 3 北海道千歳市美々 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内 （1）チェックインロビー （2）チェックインカウンター （3）保安検査場 （4）出発コンコース （5）固定橋（ボーディングブリッジ及び附属施設を含む） （6）乗継検査室 （7）手荷物荷捌場 （8）C I Q 展示室 （9）小樽検疫所千歳空港検疫所支所のうち、検疫検査場、検疫事務室、健康相談待合室、健康相談室、前室、探便室、患者搬送待機室及び内部通路 （検査法に基づき、検疫官が移動の制限（隔離等）を行う旅客の携帯品に限る） 4 北海道千歳市美々 新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナルビル内 5 上記1～4の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については、以下の場所に限る。 （1）千歳税関支署管轄区域内の保税地域 （2）千歳税関支署構内（以下に掲げる貨物検査場を含む。） 北海道千歳市平和1338番地7 北海道エアポート株式会社国際貨物ターミナルビル内 千歳税関支署貨物検査場 （3）北海道千歳市美々 新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナル内旅具検査場 |
| | 令和5年12月12日 | 千歳市平和無番地 航空自衛隊千歳基地 特別輸送機ハンガー内 （検査貨物の種類：特別輸送機（80-1111、80-1112）運航に係る貨物及び出入国者の携帯品、指定期間：自令和6年1月1日 至令和6年12月31日） |
| 青森税関支署 | 令和6年3月22日 | 1 青森税関支署管轄区域（青森空港出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域 2 青森税関支署構内 3 青森県青森市本町3丁目107番地 青森港国際クルーズターミナル施設内 |
| 青森税関支署青森空港出張所 | 平成26年12月16日 | 1 青森税関支署青森空港出張所管轄区域内の保税地域 2 青森税関支署青森空港出張所構内 3 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号 青森空港旅客ターミナルビル国際線施設内 （1）国際線チケットカウンター及びロビー （2）国際線荷捌場 （3）コンコース（ボーディングブリッジ及び付属施設を含む。） （4）2階保安検査場 4 上記1～3の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、青森空港出張所管轄区域内の保税地域及び青森空港出張所構内に限るものとする。 |

関税法第69条第1項の規定に基づく輸出入貨物の検査場所（令和6年3月29日現在）

函館税関業務部管理課

| 官署名 | 公告年月日 | 貨物の検査場所 |
|-----------------|-------------|---|
| 八戸税関支署 | 平成26年12月16日 | <ol style="list-style-type: none"> 八戸税関支署管轄区域内の保税地域 (本船扱検査及びふ中扱検査の場合に限り、指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。) 八戸税関支署構内（以下に掲げる貨物検査場を含む。） 青森県八戸市大字河原木字海岸地先所在 八戸港八太郎2号埠頭多目的国際物流ターミナル内 八戸税関支署貨物検査場 |
| 大船渡税関支署 | 令和3年7月1日 | <ol style="list-style-type: none"> 大船渡税関支署管轄区域内の保税地域 大船渡税関支署構内 |
| 釜石税関支署 | 令和3年7月1日 | <ol style="list-style-type: none"> 釜石税関支署管轄区域（宮古出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域 釜石税関支署構内 岩手県花巻市東宮野目第二地割53番地 花巻空港ターミナルビル内 (1) 国際線チェックインロビー（カウンターエリア及び付属施設を含む） (2) 国際線出発ロビー（セキュリティスペース及び付属施設を含む） (3) 国際線到着手荷物荷捌所 (4) 税関検査場の付属施設 (5) 国際線出国待合室 (6) 国際線コンコース（ポーディングブリッジ及び付属施設を含む） 上記1～3の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、釜石税関支署構内及び同支署管轄区域（宮古出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域に限るものとする。 |
| | 令和3年10月25日 | <ol style="list-style-type: none"> 釜石市只越町1丁目65番 釜石港日本製鉄株No. 3北岸壁 釜石市只越町1丁目65番 釜石港日本製鉄株No. 4南岸壁 釜石市港町1丁目28番 公共ふ頭須賀一11m岸壁 釜石市港町1丁目27番 公共ふ頭須賀一7.5m耐震岸壁 上記1～4の各岸壁に係留された外国往来船の船内 (検査貨物の種類：輸出入旅具通関貨物、指定期間：自令和3年10月25日 至和5年3月31日) |
| 釜石税関支署宮古出張所 | 令和3年10月27日 | <ol style="list-style-type: none"> 釜石税関支署宮古出張所構内 宮古市藤原3丁目114-1 藤原埠頭第2号から3号岸壁 宮古市磯鶏第4地割113-4 藤原埠頭第5号から7号岸壁 宮古市磯鶏第4地割114-1 藤原埠頭第8号から9号岸壁 上記2～4の各岸壁に係留された外国往来船の船内 |
| 秋田船川税関支署 | 平成26年12月16日 | <ol style="list-style-type: none"> 秋田船川税関支署管轄区域（秋田空港出張所の管轄区域を除く。）内の保税地域 (本船扱検査及びふ中扱検査の場合に限り、指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。) 秋田船川税関支署構内 |
| 秋田船川税関支署秋田空港出張所 | 平成26年12月16日 | <ol style="list-style-type: none"> 秋田船川税関支署秋田空港出張所管轄区域内の保税地域 秋田船川税関支署秋田空港出張所構内 秋田県秋田市雄和椿川字山籠48番地3 秋田空港国際線ターミナルビル内 (1) チケットカウンター（カウンターエリアを含む） (2) 到着荷捌所（附属施設を含む） (3) 出発荷捌所（附属施設を含む） (4) チケットロビー（附属施設を含む） (5) 入国税関検査場の附属施設 (6) 出国待合室（附属施設を含む） (7) 2階通路及び固定橋（ポーディングブリッジ及び附属施設を含む） (8) 保安検査場 (9) 出発ロビー 上記1～3の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、秋田空港出張所管轄区域内の保税地域及び秋田空港出張所構内に限る。 |